

○加古川市共同企業体による建設工事の試行に関する要綱

平成 13 年 4 月 19 日

市 長 決 定

(目的)

第 1 条 市内業者の育成及び受注機会の増大を図るため、共同企業体による建設工事の施工を試行することとし、実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 共同企業体により施工する建設工事は、次の各号に掲げる規模の工事であつて、かつ、建設工事審査会（以下「審査会」という。）が共同企業体による施工が適当であると認めたものとする。

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 土木一式工事 | 契約予定金額が 5 億円以上の工事 |
| (2) 建築一式工事 | 契約予定金額が 1 0 億円以上の工事 |
| (3) 電気工事 | 契約予定金額が 2 億 5 千万円以上の工事 |
| (4) 管工事 | 契約予定金額が 2 億 5 千万円以上の工事 |
| (5) その他の工事 | 審査会が定める規模の工事 |

(共同企業体)

第 3 条 共同企業体による建設工事については、特定共同企業体により行うものとする。

(構成員数)

第 4 条 共同企業体の構成員の数は、2 社とする。

(組合せ)

第 5 条 共同企業体の構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別の有資格業者の組合せとする。

(出資比率要件)

第 6 条 構成員の出資比率については、1 0 分の 3 以上とする。

(代表者の要件)

第 7 条 共同企業体の代表者は、最大の施工能力を有するものとする。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(技術的要件等)

第 8 条 共同企業体のすべての構成員は、次の各号に掲げる技術的要件等を満たすものでなければならない。

- (1) 審査会が工事ごとに定める工事の施工実績を有すること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、必要な許可を有するとともに、有効な経営事項審査を受け審査会が工事ごとに定める基準を満たしていること。
- (3) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 23 日から施行する。